◆第2回検討会(22.09.21)の主な意見と対応方針

	発言者	主な意見	対応方針
1	真鍋委員	ガイダンスについて、前段としてデータをオープンにすることが都市計画にとってどのような意味があるかを書いた方がよい。私見としては、都市計画の提案制度を用いる際の市民のデータ活用として有意義であること。また、マスタープランや計画の進捗管理を市民等に委ねることもできるということ。全国で数事例のマスタープランはそのようになっている。そして、名古屋の錦や神田の事例の話をしたが、オープンデータ化されていると、地区の管理・開発・どうあるべきかについて、地域市民、民間企業等が行政とともに連携できる。	【国】ガイダンスにおいてオープンデータ化のメリット、データ活用の事例について解説する。 【自治体】オープンデータ化の推進 【事業者等】オープンデータのまちづくり等への活用
2		実施要領の意味として、今回の基礎調査が国交省としてどうあるべきか、目指すべきことを書いた方がよいと思う。	【国】まえがき等で実施要領の位置付けや目指すべきことを解説 【自治体】国実施要領への準拠(独自仕様は継続実施)
3		実施要領の本文内に複雑なURLが並んでいる。印刷することを前提とするのであれば短縮URLやQRコード等を考えるべき。	【国】原典データの出典の示し方について検討予定 【自治体】国実施要領への準拠
4	下山委員	ユースケースに関して、資料3の中でドローンの走行ルートを割り出す取組の紹介があったと思う。都市計画基礎 調査データがないと実現できないので貴重な事例だと思う。こういったユースケースがあると、オープンデータ化 する意義についてピンポイントで訴求できる。	【国】PLATEAUにおける都市計画情報の活用事例等についてガイダンスに反映 【自治体】庁内におけるオープンデータ化の機運醸成、取組推進
5		資料4-1、5章のオープンデータ化・オープンソース化の冒頭の説明について。P41に3点挙げて頂いている内容のうち、「透明性・信頼性の向上」が優先順位としてこれでよいのか。自治体の業務担当者に向けてのマニュアルなので響かないかもしれない。(2)が一番上の方がよいと思う。これまで自治体担当者が抱えていた内容が分担できれば業務のあり方が変わる。そこを強調した方が響くと思う。(1)にシビックテックの記載があるが、(2)の市民参加の方にまとめる方がよいかもしれない。	【国】ガイダンスの該当パートの記載内容見直し 【自治体】オープンデータ化の推進
6		資料4-2について、データ品質管理ガイドブックで扱っているISO標準は3種類ある。25000シリーズはソフトウェアに関する基準である。利用者視点での品質評価からこの基準を選んでいる。オープンデータを考えたときに支障がないかという観点で考えているが、p11の方向性で問題はないと思うが、メタデータも今後品質の評価に加えて頂きたい。p.24の対応表について、細かくなるが、最新性についてこれだけでは不十分である。本当にそれが最新かを確認できるようにすべき。ISO25012に従ってある程度評価をカタログ上でできるように、地理空間情報だけが載らないことにならないように注意頂きたい。	【国】必要な内容について標準製品仕様書に反映 【受託事業者】製品仕様書等にもとづく適切なデータ整備
7		ガイダンスは誰が使うかというと、発注する市町村が役に立つと思って使ってもらう必要がある。現状は都市計画 決定情報がパラパラ。これを使った方がよいという助言、指導があまり行われていなかった。今までは国も収集し ていなかった。都市局は許認可権を持っているので、丁寧にアドバイスをするのが大事。しっかりと自治体側で GISで納品するように頼むことをアドバイスすれば、ベースとしての力がつくので、都市局として主体的に進めて もらいたい。	【国】自治体への丁寧なアドバイス・助言 【自治体】発注仕機書への適切なGISデータ納品の明記 【受託事業者】標準製品仕様書にもとづく適切なGISデータ整備
8	佐々木委員	PLATEAUは補助事業があるが、基本図などは自分たちで行うとなっている。ガイダンスを使うことで費用の効率 化につながるという話を言った方がよい。本文に載せられないにしても、どれくらい安上がりになるかということ を、補足資料を用いながら説明したらいいと思う。	【国】効率的なデータ整備の事例紹介(具体的なコスト縮減額等) 【自治体】効率的なデータ整備の推進
9		決定情報は計画図書ではないが、計画図書に位置付けた上で、永久縦覧について省令に書いて、縦覧図書の一部と言うと位置づけも大きく変わる。今まで公開していないからという理由に対して、位置づけを高めてお膳立ですると世の中動くのではないかと思う。都市局が前面に立ってデータを集め始めたので、都市計画制度所管部局として推し出していくことができると思う。	【国】縦覧等の位置付けや考え方について検討予定
10	秩父市	立地適正化や区画整理のアンケート調査について、ある程度最初から都市計画決定情報はデータベース化して繋いでおけると自治体に投げる質問の数がぐっと減るのではないか。	【国】都市計画情報の活用による国アンケート調査の効率化検討
11	神奈川県	ガイダンスのオープンデータ化に関して、佐々木委員の発表資料でも掲載頂いているが、官民データ活用推進基本 法や、それを受けてのオープンデータ基本指針等、オープン化することが求められているからこそ予算が必要であ る、法律に規定されているからこそやらなければならない、というメッセージを出して頂ければ進むと思う。	【国】ガイダンスにおいてオープンデータ化に関する法律の規定を明示 【自治体】オープンデータ化の推進(庁内での理解促進)
12	横浜市	次回の基礎調査 (第12次) の予定が令和6年度からの調査を予定している。来年度神奈川県で要領が策定される。 ガイダンスや実施要領を踏まえた調査を実施するとなる場合、次の予定が迫ってきているので、この検討会の議論 を踏まえて準備を進めておきたい。 佐々木委員からご紹介頂いたビューワの件はありがたい取り組みである。窓口業務に関して、GISを利用できない 不動産業者が多い。ユーザビリティに配慮したデータの整備についても触れて頂いているが、不動産業者などエン ドユーザーを意識したITリテラシーを向上させる内容も考えていくべきと考える。	【国】自治体の来年度検討・調査向けた実施要領の改訂 都市計画決定情報ビューワの普及啓発 【自治体】国の実施要領を踏まえたデータ整備
13	岡谷市	下山氏のメタデータの考え方に同意する。メタデータが全然ないのが課題である。また、今回どこまで行けるか分からないが、手間を軽減する方向に是非お願いしたい。色や線の表現方法等、レイヤに関しても統一して定義頂きたい。	【国】統一的な描画様式等の定義に関する検討 【自治体】均質的なデータ整備、統一的な図面作成